

4. ゆいくるQA

Q 1 『ゆいくる材』のメリットは？

ゆいくるには県民と製造者、工事受注者に以下のようなメリットがあります。

県民にとっては

- これまで廃棄されていた様々な不要物等を再生資源原材料とした建設リサイクル資材が、ゆいくるによって品質性能等が保証されることにより、公共事業における使用が促進されるため、廃棄物処理場の延命化や新材の採取にともなう環境負荷を低減する等、環境の保全、循環を基調とした持続可能な社会づくりに貢献します。

リサイクル資材の製造者にとっては

- 評価委員会において認定された建設資材は、沖縄県土木建築部が発注する公共工事で利用方針に従って、優先的に使用されます。
- 土木建築部発注工事で発生した建設廃棄物は、ゆいくる認定工場へ優先して搬出されるため、認定資材を製造するための原料を調達しやすくなります。
- 沖縄県リサイクル認定資材（ゆいくる材）を示すロゴマークを広報用で使用し、販売促進に繋げることができます。
- 沖縄県の認定リサイクル資材（ゆいくる材）として、ホームページ等で資材情報が掲載され、地球環境に貢献しているメーカーとして公表されます。



工事受注者にとっては

- 発注者へ提出する建設資材使用承認時に、品質・性能、安全性の確保されたりリサイクル資材の承認が容易となり、現場において適正なりサイクル資材の使用が可能となります。
- 工事成績評定において、加点対象となるゆいくる材を使用した場合、主任監督員の評定において加点が行われます。

Q 2 沖縄県リサイクル資材評価委員会とは？

- 評価委員会のメンバーは学識経験者、産業廃棄物の協会関係者各行政担当者等で構成され、申請のあったリサイクル資材の評価の他、評価基準の追加・変更、既認定資材の重要変更案件等についても審議が行われます。また、評価委員会開催直前には評価委員による委員工場審査が行われ、製造工程や品質管理状況、周辺環境対策等についても確認が行われます。



委員工場審査の実施状況

評価委員会での評価視点

① 評価基準に対する適合性

品質・性能 再生資源含有率 環境に対する安全性
品質管理 環境負荷 地域制限 等

② 建設資材として総合的妥当性

建設需要の有無 汎用性 コスト 製造実績 等



評価委員会の開催状況

Q 3 『ゆいくる』の認定を受けるには？

ゆいくる材の申請受付は毎年、年度当初頃に行います。詳細はゆいくるの審査等機関である(公財)沖縄県建設技術センターのホームページにて御確認下さい。

- ☒ ゆいくるに基づく『リサイクル資材評価基準(以下、評価基準)』の対象資材である製品の開発・製造・販売の実績が必要です。
- ☒ 評価基準はゆいくる材に求められる品質性能や環境に対する安全性等を規定したものです、申請の際は必ず御確認下さい。
- ☒ 申請書を作成の上、受付期間内に申請して下さい。
(申請ヒアリングは予約制)
- ☒ 申請受付後、工場審査及び製品の確認試験等を実施し、申請内容と併せて、その結果を『沖縄県リサイクル資材評価委員会』で審議します。
- ☒ ゆいくる材として認定された場合、申請者へ認定証が交付されます。



Q 4 評価基準の改定は可能？


- ☒ 評価基準改定要望書を提出して下さい。書面審査後、評価委員会で審議を行います。
- ☒ 評価基準の改定要望と資材の申請受付は同時に行うことも可能です。但し、評価委員会における申請資材の審査は評価基準改定要望が承認された場合にのみ行いますので予め御了承下さい。
- ☒ 改定要望の受付も毎年、年度当初頃に資材の申請受付と同時に行います。

Q 5 『ゆいくる材』の品質はどのように保たれているの？

公共工事の現場に不適切なリサイクル資材が搬入されることを防ぐことや適正なゆいくる材の調達及び適切な品質管理を行うことを目的として、沖縄県土木建築部では平成19年7月に『「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」認定資材(ゆいくる材)品質管理要領』を制定(必要に応じ随時改定)し、以下の内容で運用しています。

- ☒ 沖縄県土木建築部発注の工事で使用する全ゆいくる材について、原料となる再生資源の納入状況や評価基準の適合状況について、書面による確認を行う。(評価基準の適合状況については一部対象外の資材有り)
- ☒ 使用頻度の多い再生資源含有路盤材については、車道路盤工に限り現場において不純物混入率・再生資源含有率の現場簡易試験を行う。また、車道路盤工の施工規模に応じて(公財)沖縄県建設技術センターへ採取試料を送付して粒度・不純物混入率・再生資源含有率試験のサンプル送付試験を行う。
- ☒ (公財)沖縄県建設技術センターにおいて認定業者の工場検査(実地調査・採取試料の確認試験)を実施する。
- ☒ 認定業者は年1回、認定製品の自主品質管理試験を行う、また、1年間の製造・販売実績等について報告を行う。
- ☒ その他の詳細については(公財)沖縄県建設技術センターのホームページをご覧ください。


Q 6 対象資材にはどのような区分がありますか？

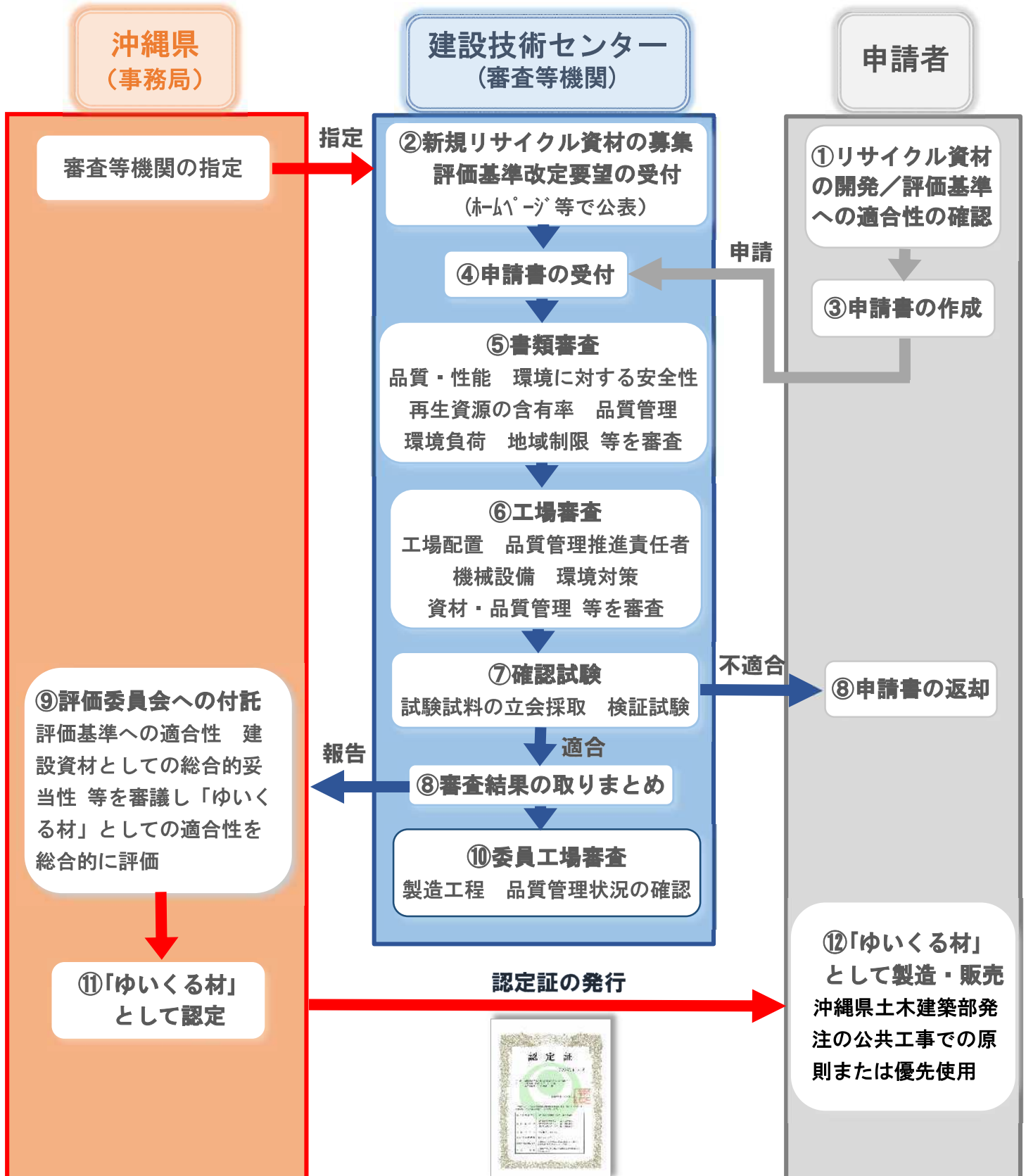
 下記の資材を対象としています。これらは各対象資材毎に評価基準が定められ、品質・性能再生資源の含有率、環境に対する安全性、品質管理、環境負荷、地域制限 等の各基準、を満足しなければなりません。今後も建設工事で使用可能なリサイクル資材を対象に認定資材の普及拡大、評価基準の改定を行っていきます。

認定資材の区分		使用が可能と想定される廃棄物	※朱書箇所は現認定資材で使用されている廃棄物を示す。
①	再生資源含有 加熱アスファルト混合物	アスファルトコンクリート再生骨材	・ 熔融スラグ骨材
②	再生資源含有 路盤材	セメントコンクリート再生骨材	・ アスファルトコンクリート再生骨材
		・ 一般廃棄物焼却灰	・ 廃ガラス
		・ 廃石膏ボード	・ 電気炉酸化スラグ
		・ 電気炉還元スラグ	・ 一般廃棄物熔融スラグ
		・ 下水汚泥熔融スラグ	
③	再生資源含有 コンクリート	一般廃棄物熔融スラグ	・ 電気炉酸化スラグ骨材
		・ コンクリート用再生骨材	・ 焼却灰
		・ 一般廃棄物熔融スラグ骨材	・ 陶磁器くず（レンガを除く）
		建設汚泥を脱水、分級、洗浄した骨材	
		無機汚泥及び廃棄物を分級した土砂状の廃棄物を無機系特殊硬化剤により固化した骨材	
④	再生資源含有 コンクリート二次製品	一般廃棄物熔融スラグ骨材	・ 電気炉酸化スラグ骨材
		・ 下水汚泥熔融スラグ骨材	・ コンクリート用再生骨材
		・ フライアッシュ	
⑤	再生資源含有 舗装用ブロック	採石および窯業廃土	・ 鉄鋼スラグ
		・ 鋳物砂	・ 陶磁器くず
		・ 石炭灰	・ 廃プラスチック
		・ 貝殻	・ 廃ゴム
		・ 熔融スラグ	・ 製紙スラッジ
		・ アルミスラッジ	・ メッキスラッジ
		・ 研磨スラッジ	・ 石材スラッジ
		・ 琉球石灰岩スラッジ	等
⑥	再生資源含有 建築用資材	琉球石灰岩スラッジ	
⑦	再生資源含有 型枠材	普通合板と同程度の性能を示すことができる原料	
⑧	再生資源含有 タイル	採石および窯業廃土	・ 鉄鋼スラグ
		・ 鋳物砂	・ 陶磁器くず
		・ 石炭灰	・ 廃プラスチック
		・ 廃ゴム	・ 廃ガラス
		・ 製紙スラッジ	・ アルミスラッジ
		・ 磨き砂汚泥	・ 石材くず
⑨	再生硬質塩化ビニル管 再生波付硬質合成樹脂管	硬質ポリ塩化ビニル管切断片	・ 廃塩ビ管ペレット
⑩	再生資源含有 木代替材（木質ボード）	合板	・ 製材工場残材
		・ 建築解体材	・ 使用済梱包材
		・ 製紙未利用低質チップ	・ 林地残材
		・ 小径木（間伐材を含む）	・ 剪定枝などの植物繊維
⑪	再生資源含有 プラスチック資材	廃プラスチック類	
⑫	再生資源含有 土砂代替材	汚泥改良土	建設汚泥（無機性汚泥）
		盛土材	浄水汚泥
		再生砂	石炭灰
		石代替材	廃ガラス
		セメントコンクリート再生骨材	・ 廃ガラス
		・ 電気炉酸化スラグ	・ 一般廃棄物熔融スラグ
		・ 下水汚泥熔融スラグ	・ 建設汚泥を改良した再生材
		・ 炭酸カルシウムペレット	・ 陶磁器くず
		・ 焼却灰	・ 石炭灰（クリンカ）
⑬	再生資源含有 土壌改良材・肥料・植生基 材	土壌改良材	廃ガラス瓶
		肥料	廃ガラス
		植生基材	クリンカアッシュ
		下水汚泥	・ 工業汚泥
		・ し尿汚泥	・ バガス
		・ 廃食用油	・ 水産加工副産物
		・ 木質チップ	・ 牛豚糞尿
		・ おが粉	
⑭	再生資源含有 瓦	フライアッシュ	
⑮	再生資源含有 防草材	標準型	古紙
		透水型	石炭灰
		マルチング材	廃木材
		・ 熔融スラグ	
		廃木材（建設廃材、薬剤処理製材、松食い虫被害木、腐食木を除く）	・ 生コンスラッジ
⑯	再生資源含有 歩道等の舗装材	弾性舗装	廃ゴム
		廃ガラスリサイクル舗装	廃プラスチック（資材を粒状に加工したもの）
		透水性舗装	廃ガラス
		炭酸カルシウムペレット	
⑰	再生資源含有 鉄鋼製品	金属くず（鉄スクラップ）	
⑱	再生資源含有 セメント	石炭灰	・ 焼却灰
		建設発生土	・ 木くず
		・ カーバイドスラッジ	・ 動植物性残渣
		・ 動物性固形不用物	・ ガラスくず
		・ コンクリートくず	・ 陶磁器くず
		・ 銚さい	・ がれき類
		・ ばいじん	・ 廃油
		・ 廃プラスチック類	・ ゴムくず
		・ 繊維くず	
⑲	再生資源含有 コンクリート混和材	石炭灰	
⑳	再生資源含有 流動化処理土	砕石スラッジ	・ 建設汚泥

※着色欄は現在、認定されている資材を示す

Q 7 『ゆいくる材』認定までの流れ

 申請から認定までの主な流れは以下のとおりです。認定されたゆいくる材は沖縄県土木建築部が発注する工事で原則または率先使用されることとなります。安全安心なゆいくる材の使用を沖縄県内の各行政機関にも利用を呼びかけ、利用促進を促していく方針です。



ゆいくる関連URL

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013347/1013352.html>

- ゆいくる資材カタログ
- 沖縄県リサイクル資材評価認定制度(ゆいくる)
- 沖縄県リサイクル資材評価認定制度実施要領
- 沖縄県リサイクル資材評価認定制度 評価基準
- 沖縄県リサイクル資材評価認定制度 認定資材(ゆいくる材)品質管理要領



制度に関するお問合せ

沖縄県リサイクル資材評価認定制度【事務局】
沖縄県土木建築部 技術・建設業課
〔技術管理班〕

那覇市泉崎1-2-2 (県庁11階)
TEL : 098-866-2374 / FAX : 098-866-2506
URL : <http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/>
E-mail : aa060119@pref.okinawa.lg.jp

ゆいくる材の申請に関するお問合せ

沖縄県リサイクル資材評価認定制度【審査等機関】
公益財団法人 沖縄県建設技術センター
〔試験研究部 建設リサイクル班〕

那覇市寄宮1-7-13
TEL : 098-833-4196 / FAX : 098-836-5432
URL : <http://www.okinawa-ctc.or.jp>
E-mail : yuikuru@okinawa-ctc.or.jp

